

〈研究ノート〉

# 自然林（樹木）を守る為の 「伐採率」 制定の必要性について

大河原 眞 美 横 井 忠 雄

## A Study on the Need to Establish Logging Rate for the Protection of Natural Forest

Mami Hiraike OKAWARA, Tadao YOKOI

### 1、はじめに

日本を代表する別荘地である軽井沢は、美しく豊かな自然に恵まれていることで知られている。長野新幹線の開通により東京から1時間強で行ける距離となり、また、地球温暖化のため東京やその近郊で猛暑が続くなか、避暑地の軽井沢は注目を浴びるようになった。その結果、別荘の建築が増加し、伐採がすすみ、軽井沢の環境にも影響を与えるようになった。そこで、本稿では、軽井沢町の環境を守るために自然林の伐採を抑制する伐採率を紹介する。

### 2、軽井沢町の伐採状況

近年の軽井沢では、樹木を必要以上に伐採する開発行為が多く見られ、自然環境破壊、景観悪化に繋がっている。特に、別荘地の森林の伐採が加速度的に増加している。これまでの軽井沢町では、別荘地の分譲は樹木を残したままの状態が一般的であった。また、分譲地を購入した別荘人も、別荘を建てるどころだけ伐採し、残りの部分の樹木はそのままにすることが少なくなかった。しかし、近年は、区画の樹木を全て伐採して分譲するのが主流になってきている。皆伐された土地は「更地」のように見え、都会の分譲の感覚では不動産価値も上がる。しかし、自然の中にある軽井沢では、皆伐は自然破壊に繋がる。

2頁の写真のような皆伐地（ゴルフ場の手前の樹木が切り倒された区画）が別荘地内に散見される。樹木のある別荘地を購入した場合でも、別荘を建てる前に皆伐する場合がある。長年所有している別荘地の樹木を、台風で倒木すると隣の別荘の建物に損傷を与えるとと言われて、別荘地



を皆伐する例もある。軽井沢の別荘地は1,000m<sup>2</sup>が基準なので、隣家との境界にある樹木の伐採で十分であり、皆伐する必要性は全くない。

先進国において住宅建築の為に自然林を皆伐することはない。軽井沢の皆伐は、日本が先進国の仲間入りをしていないことの証左と言われてもおかしくないような状況にある。勿論、軽井沢の伐採は、現在問題視されている熱帯雨林等の違法伐採や焼却のような大規模ではない。しかし、地球上で絶滅種の多い鳥類にとって、大規模開発や皆伐地は、ベルリンの壁にも匹敵する障壁となると言われている。軽井沢においても、加速度化する伐採は、鳥類の種類及び生態数減少の原因となっていることは確かである。

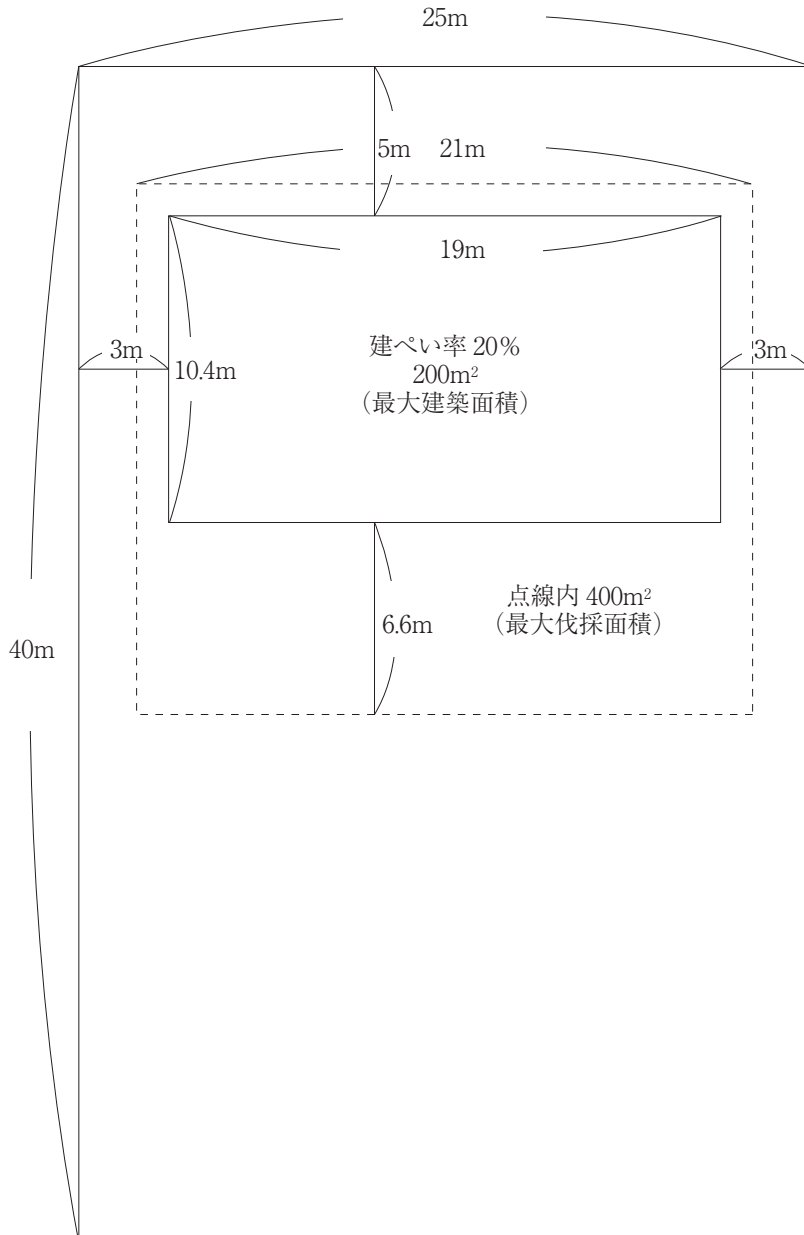
地球温暖化の防止には、二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要である。樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長する。樹木から構成される森林は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担う。2015年11月30日にパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）「パリ協定」にも、森林等のCO<sub>2</sub>吸収量は排出量を相殺しようとある。

樹木の根は地表を覆っている。根が土壌をしっかりと掴むことで、雨による表面土壌の流出や土砂崩れを防いでいる。伐採は、植物の生育に必要な間伐整枝や枝打ちとは異なって、樹木の根幹部分を枯死させる。樹木を守ることは、国際的にも国内的にも求められている。

自治体による景観条例に法的強制力を付与する意味で、2004年景観法が公布された。長野県景観条例では地域の特性を生かした景観の育成を図っている。軽井沢町は、浅間山麓景観育成重

点地域の指定を受けているが、景観行政団体ではない。軽井沢には特に「軽井沢町景観育成基準ガイドライン」が長野県建設部都市・まちづくり課により制定され、諸規定中には「敷地内樹木はできるだけ残すよう努めることとある。ただし、建築物等の建設のため樹高10m以上の樹木を伐採する場合は既存の植生に合う樹木を代わりに植栽すること」と明記されている。しかし、現実には、個人または開発業者が自然林を伐採している。中には樹齢100年を超える貴重な樹木

(参) 要綱の定める敷地面積の最低基準1000m<sup>2</sup>における伐採率40%制定のイメージ図  
(保養地域第1種低層住宅専用地域) 建ぺい率20%



も切り倒された皆伐地もある。この現状を打破するために、実行性を伴った具体的な伐採率を制定する必要がある。

伐採率とは、建築する建物に隣接する周囲の樹木の伐採を制限する。建ぺい率によって決める。例えば、建ぺい率20%の地域において、建物建築部分の20%とその周囲10%を足して伐採率は30%になる。前頁イメージ図のように最大伐採面積を40%にした場合でも、全体の60%が保護林として残る。

軽井沢町の自然保護対策要綱が昭和47年に制定されている。その趣旨に、軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭和26年）及び軽井沢の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例により、軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持し、明るく健康的な国際保養休養地としてのまちづくりを推進するためにこれを定めるとある。土地利用行為、建築物等の厳しい規制が設定されている。緑地保存、敷地内樹木をできる限り残存させるとともに、建築物等の周囲に植栽を施し、自然環境の保護等に支障のないものである。野生動植物の生息又は生育環境の保護その他の自然環境の保護がうたわれ、これらを厳しく守る事により軽井沢の自然環境が保たれる。

軽井沢町の姉妹都市ウィスラー市にはThe Resort Municipality of Whistler (ROMW)という自治体組織がある。指定された区域や樹木には、伐採前に許可が必要で、Environmental Protection Bylawという内規により罰則金も制定されている。軽井沢町も同様の対応が求められる。

### 3、おわりに

軽井沢町では、春に聞こえる野鳥のさえずりが大きく減少している（朝日新聞（夕刊）「軽井沢 さえずり減少」2010年1月26日）。伐採により野鳥が住めない状態になっている。伐採を続けていくなら、軽井沢町からりすや野鳥などの自然の動物が生息なくなってしまう。伐採率を定めて、国際保養地軽井沢として環境を守っていかなければならない。

（おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授）

（よこい ただお・軽井沢別荘団体連合会会員）

i 林野庁HP ([http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/ondanka/con\\_2.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_2.html))（閲覧日：2016年11月20日）。